

議 第 268 号

平成28年12月5日提出

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部改正について

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例

熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例（平成16年条例第20号）
の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「又は市」を「若しくは市」に改め、「利用できなかったとき」の
次に「又は前条の規定による減額若しくは免除をしたとき」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条ただし書の規定
は、平成28年度分以後の利用者負担金について適用する。

（提出理由）

利用者負担金の還付ができる事由を追加するため、所要の改正を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。